

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成27年3月11日付け答申第118号)

1 事案の概要

H26.1.8 異議申立人

情報公開条例(以下「条例」)に基づき、知事(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求(以下「本件開示請求」)。

「水俣病認定申請棄却処分取消等請求控訴事件(訴訟)控訴審判決に対する対応方針及び上訴手続について(伺い)

決済日 平成24年3月7日

文書分類 分類番号 01-H-02-040 主題名 公害訴訟 文書番号 359

及び、上記伺いの添付資料

別紙1：判決骨子

別紙2：水俣病認定申請棄却処分取消等請求控訴事件(訴訟)福岡高裁高等裁判所判決に係る対応方針<案>」

H26.1.22 実施機関

本件開示請求に該当する行政文書として、水俣病関係訴訟(以下「本件訴訟」という。)判決に対する対応方針及び上訴手続きに係る起案文書等(以下「本件行政文書」という。)を特定し、条例第7条第2号及び第6号に該当することを理由に部分開示決定を行った。

H26.3.3 異議申立人

条例第7条第6号に該当することを理由に行った不開示決定のうち、一部に係る不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を不服として、異議申立て。

H26.3.27 実施機関

情報公開審査会に諮問(諮問第159号)。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。
- ・この訴訟で争われた争点については、全て決着がついている。つまり、既に争点ではなく、自明の事項となっている。決着済みになっている同じ争点を蒸し返し、無用・無益に裁判審理を引き延ばしたうえ、再び同じ過ちを繰り返すつもりなのか。
- ・開示できない争点が何か明らかでなく、不開示とした熊本県の判断に合理性があるのか、チェックができず、行政活動の透明性を期待している情報公開制度の精神、法趣旨に反する。
- ・県は、「継続中の訴訟」に本件訴訟の判決後に提起された訴訟も含むと説明をしたが、そうであれば、何らかの訴訟が続く限り、永遠に開示されないことになる。将来どんな訴訟が提起されるかは、いくらでも可能性を言い立てることができるので、結局、将来に渡って情報を公開しないと明言しているのに等しい主張である。

(2) 実施機関

- ・本件開示請求の時点で、水俣病に関する訴訟としては、本件訴訟の他に2件の国家

賠償請求訴訟が係属している。本件不開示決定の部分を開示することは、水俣病関連の訴訟における県の考え方や整理方法など一連の検討及び協議の内容を明らかにすることとなり、現在係属している、または、今後新たに提起される可能性のある訴訟において、熊本県の訴訟当事者としての地位を害するおそれがある。よって、条例第7条第6号の規定により、不開示とした。

3 審査会の判断

(1) 結論

本件行政文書の次の部分については、開示することが妥当である。

- ア 訴訟対応の実務に係る情報
- イ 既に公知の事実となっていた情報
- ウ 検討項目等に係る情報

(2) 理由

ア 本件行政文書について

当審査会で本件行政文書を見分したところ、本件不開示決定が行われた部分には、本件訴訟に対する県の対応方針を決定するに当たり、内部で検討された内容及び本件訴訟判決に対する県の考え方等が記載されていた。

イ 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、不開示情報として、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと包括的に規定し、その例示として、同号イに「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報を規定している。

この趣旨は、県等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があるため、当事者としての利益を保護する必要がある情報については、不開示とするというものである。

なお、同号イは、公開のもたらす支障が不当と判断できる場合に例外的に不開示とするものであることに留意する必要があるとあり、具体的には、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合に限定されることになる。

異議申立人は、本件不開示決定に係る情報（以下「本件不開示情報」という。）について、上記第2（1）に記載のとおり主張している。

確かに、本件訴訟については、開示請求の時点において、行政訴訟として既に判決が確定しているという特殊性を有しており、本件不開示情報には、公知の情報も含まれると考えられることから、当審査会においては、本件不開示決定に係る同号該当性の判断に当たり、これらの特殊性を考慮した上で、検討を行うものとする。

まず、本件不開示情報は、県が当事者となっている本件訴訟の対応方針に関するものであるから、同号イに規定する「争訟に係る事務」に関する情報に該当することは明らかである。

次に、本件不開示情報を公にすることにより、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるか否かについて検討する。

本件不開示情報について実施機関は、上記第2(2)に記載のとおり主張しているが、本件不開示情報のうち、訴訟対応の実務に係る情報については、形式的な事務手続に係る内容の記載であり、公にされたとしても、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとまでは認められない。

また、訴訟方針等に係る実施機関内部の検討に関する情報は、一般的には、開示することにより、訴訟当事者としての地位を害するおそれがあるものと考えられるが、本件訴訟については、前述のような特殊性を有しており、これらのことを考慮すれば、本件不開示情報のうち、本件開示請求時点において既に公知の事実となっていた情報については、公にされたとしても、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとまでは認められない。

しかし、本件不開示情報のうち、上記以外の情報については、実施機関がこれまでも同種の訴訟を抱えてきたという事実を鑑みれば、今後も同種の訴訟を提起される蓋然性があり、実施機関内部の審議、検討に係る意思形成過程情報としての側面があることも考慮すると、公にすることにより、訴訟対応方針について一方的な評価や誤解を招きかねず、検討項目等に係る情報を除いては、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報のうち、訴訟対応の実務に係る情報、既に公知の事実となっていた情報及び検討項目等に係る情報は同号には該当せず、開示することが妥当である。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成26年3月27日（諮問第159号）
答申日	：平成27年3月11日（答申第118号）
事案名	：水俣病関係訴訟判決に対する対応方針及び上訴手続きに係る起案文書等の部分開示決定に関する件（水俣病審査課分）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟（以下「本件訴訟」という。）判決に対する対応方針及び上訴手続きに係る起案文書等（以下「本件行政文書」という。）について、平成26年1月22日に行った部分開示決定のうち、別表の「審査会が開示すべきと判断した部分」欄に掲げるものについては、開示することが妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成26年1月8日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「水俣病認定申請棄却処分取消等請求控訴事件（ 訴訟 ）控訴審判決に対する対応方針及び上訴手続について（伺い）

決済日 平成24年3月7日

文書分類 分類番号 01-H-02-040 主題名 公害訴訟 文書番号 359

及び、上記伺いの添付資料

別紙1：判決骨子

別紙2：水俣病認定申請棄却処分取消等請求控訴事件（ 訴訟 ）福岡高裁高等裁判所判決に係る対応方針＜案＞」

- 2 平成26年1月22日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として、本件行政文書を特定し、条例第7条第2号及び第6号に該当することを理由に部分開示決定を行った。
- 3 平成26年3月3日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、条例第7条第6号に該当することを理由に行った不開示決定のうち、別表の「実施機関が開示とした部分」欄に記載された情報に係る不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成26年3月27日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) この訴訟で争われた争点については、全て決着がついている。つまり、既に争点ではなく、自明の事項となっている。

決着済みになっている同じ争点を蒸し返し、無用・無益に裁判審理を引き延ばしたうえ、再び同じ過ちを繰り返すつもりなのか。

(2) 開示できない争点が何か明らかでなく、不開示とした熊本県の判断に合理性があるのか、チェックができず、行政活動の透明性を期待している情報公開制度の精神、法趣旨に反する。

(3) 県は、「継続中の訴訟」に本件訴訟の判決後に提起された訴訟も含むと説明をしたが、そうであれば、何らかの訴訟が続く限り、永遠に開示されないことになる。

将来どんな訴訟が提起されるかは、いくらでも可能性を言い立てることができるので、結局、将来に渡って情報を公開しないと明言しているのに等しい主張である。

(4) 不開示となった部分の一部は、上告の方針である。どのような方針に基づいて訴訟を続けるのか、納税者たる県民に対して説明をする責任が熊本県にはある。

(5) 不開示となった部分の一部は、本件訴訟判決を熊本県がどのように理解したか、評価したかについて記載されている部分である。結論づけられた判決について、まだ評価が定まっていない事項が何かあるというのか。熊本県がどのように理解したのか、明示することを求める。

(6) 不開示となったわずか4文字程度の部分が明らかになったからといって、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは、到底考えられない。

(7) 訴訟に対する方針も明らかにせずに、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するとはどういうことなのか、明快な説明を求める。

(8) 不開示の理由があまりにも抽象的な説明であり、いくらでも恣意的・拡大して運用することができる。

(9) 県が、どのように水俣病と向き合ってきたのか。あらゆる資料・情報を明らかにして真摯に検証し、教訓として残さなければ、将来、環境・食品汚染問題に対応する術を、国民は手にすることができない。

(10) 本件行政文書は、本件訴訟判決をどのように理解・評価していたかを記載しているものであり、過去の確定している事実の記載である。そ

の事実を指摘されたとしても、熊本県を「不当」に害することはあり得ない。

- (1 1) 行政の持っている情報や意思決定の過程を知るのは、住民の基本的な権利である。
- (1 2) 異議申立人が、県の情報公開にこだわるのは、県の隠蔽体質が、水俣病の被害を拡大、深刻化させ、解決への道を閉ざしてきたことを痛感するからである。
- (1 3) やむなく裁判に訴えても、必要な情報は圧倒的に熊本県の方が独占的に握っている。被害者である患者は、必要な情報も得られず、困難な立証作業を強いられている。「訴訟当事者としての地位を不当に害」されてきたのは、水俣病患者の方である。
- (1 4) 拒否理由が粗雑である。条例第 7 条第 6 号のア～オのどの項に該当するのかを明らかにし、その項目の規定された支障の具体的な事情に対比するほどの具体性をもって、拒否理由を記述・特定しなければならない。
- (1 5) 条例第 7 条第 2 号ただし書きでは、開示が義務付けられている事項がある。本件行政文書は、水俣病被害者・患者にとって、健康・生活に直接関わる文書であるとともに、知事と公害部職員の職務遂行を記録した文書であるから、容易に開示を拒否することは、条例に違反するものである。
- (1 6) 条例の規定の構造は、行政業務の保持と異議申立人の公開による福利とを比較衡量して慎重に検討して、拒否をすべきことが規定されているが、この衡量がなされた痕跡が何もない。しかも、衡量の根拠となる資料が何も提出されていない。
- (1 7) 抹消方法について、開示の原則を貫き、拒否理由の適法性を推測させる方法を取るべきである。文章全体を抹消しているから、何の事項を抹消したかすら全く分からない。
- (1 8) 他の訴訟が係属中というが、訴訟中などと言うことは、何ら拒否理由にならない。なぜなら、県は、原則として、どんな訴訟でも明らかにすべき義務がある。まして、本件訴訟は確定もしている。

しかも、訴訟は本来、個別的であり、事実、知事も環境省も本件判決の個別性を強調してきたのである。

しかも、本件訴訟に限って言えば、上告状で実質的な方針は表現されているから、もはや行政の秘密でもなく、開示の政治的な義務が発生している。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下

のとおりである。

1 本件訴訟について

本件訴訟は、水俣病認定申請に対する熊本県の認定申請棄却処分を不服として、棄却処分の取消し及び認定の義務付けを求めて提起されたものである。熊本地裁では県が勝訴し、福岡高裁では申請者が勝訴した。熊本県の上告が、平成25年4月16日に最高裁により棄却されたため、熊本県は棄却処分を取り消し、氏を水俣病と認定した。

2 条例第7条第6号該当性について

本件開示請求の時点で、水俣病に関する訴訟としては、本件訴訟の他に2件の国家賠償請求訴訟が係属している。本件不開示決定の部分を開示することは、水俣病関連の訴訟における県の考え方や整理方法など一連の検討及び協議の内容を明らかにすることとなり、現在係属している、または、今後新たに提起される可能性のある訴訟において、熊本県の訴訟当事者としての地位を害するおそれがある。

よって、条例第7条第6号の規定により、不開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件行政文書について

当審査会で本件行政文書を見分したところ、本件不開示決定が行われた部分には、本件訴訟に対する県の対応方針を決定するに当たり、内部で検討された内容及び本件訴訟判決に対する県の考え方等が記載されていた。

2 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、不開示情報として、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと包括的に規定し、その例示として、同号イに「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報を規定している。

この趣旨は、県等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があるため、当事者としての利益を保護する必要がある情報については、不開示とするというものである。

なお、同号イは、公開のもたらず支障が不当と判断できる場合に例外的に不開示とするものであることに留意する必要がある、具体的には、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合に限定されることになる。

異議申立人は、本件不開示決定に係る情報（以下「本件不開示情報」という。）について、上記第3に記載のとおり主張している。

確かに、本件訴訟については、開示請求の時点において、行政訴訟として既に判決が確定しているという特殊性を有しており、本件不開示情報には、公知の情報も含まれると考えられることから、当審査会においては、本件不開示決定に係る同号該当性の判断に当たり、これらの特殊性を考慮した上で、検討を行うものとする。

まず、本件不開示情報は、県が当事者となっている本件訴訟の対応方針に関するものであるから、同号イに規定する「争訟に係る事務」に関する情報に該当することは明らかである。

次に、本件不開示情報を公にすることにより、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるか否かについて検討する。

本件不開示情報について実施機関は、上記第4に記載のとおり主張しているが、本件不開示情報のうち、訴訟対応の実務に係る情報については、形式的な事務手続に係る内容の記載であり、公にされたとしても、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとまでは認められない。

また、訴訟方針等に係る実施機関内部の検討に関する情報は、一般的には、開示することにより、訴訟当事者としての地位を害するおそれがあるものと考えられるが、本件訴訟については、前述のような特殊性を有しており、これらのことを考慮すれば、本件不開示情報のうち、本件開示請求時点において既に公知の事実となっていた情報については、公にされたとしても、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとまでは認められない。

しかし、本件不開示情報のうち、上記以外の情報については、実施機関がこれまでも同種の訴訟を抱えてきたという事実を鑑みれば、今後も同種の訴訟を提起される蓋然性があり、実施機関内部の審議、検討に係る意思形成過程情報としての側面があることも考慮すると、公にすることにより、訴訟対応方針について一方的な評価や誤解を招きかねず、検討項目等に係る情報を除いては、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報のうち、訴訟対応の実務に係る情報、既に公知の事実となっていた情報及び検討項目等に係る情報は同号には該

当せず、開示することが妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 馬場 啓
 会長職務代理者 上拂 耕生
 委 員 石井 麻衣子
 委 員 立石 邦子
 委 員 原島 良成

(別表)

資料	行	実施機関が開示しなかった部分	審査会が開示すべきと判断した部分
3 枚目 裏面	2 3 ~ 2 6	全部	全部
	2 7	全部	1 文字目
	2 8	全部	(不開示妥当)
	2 9	全部	1 文字目
	3 0	全部	(不開示妥当)

資料	行	実施機関が開示しなかった部分	審査会が開示すべきと判断した部分
5 枚目 表面	2 2 ~ 3 2	全部	全部

資料	行	実施機関が不開示とした部分	審査会が開示すべきと判断した部分
5枚目 裏面	1 ～ 18	全部	全部
	19	全部	全部
	20	全部	1文字目及び2文字目
	21	全部	(不開示妥当)
	22	全部	1文字目及び2文字目
	23	全部	全部

資料	行	実施機関が不開示とした部分	審査会が開示すべきと判断した部分
9枚目	3	18文字目から 21文字目まで	全部

審査の経過

年月日	審査の経過
平成26年 3月27日	・ 諮問(第159号)
平成26年 6月24日	・ 実施機関から不開示決定等の理由説明書を受理
平成26年 8月11日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成26年 11月10日	・ 審議

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 6 年 1 2 月 8 日	・ 審 議
平成 2 7 年 1 月 2 0 日	・ 異 議 申 立 人 の 口 頭 意 見 陳 述 の 実 施、 実 施 機 関 か ら の 説 明 聴 取 及 び 審 議
平成 2 7 年 2 月 9 日	・ 審 議
平成 2 7 年 3 月 2 日	・ 審 議